

## 揖斐川町の福祉医療制度（乳幼児・児童）をご存知ですか？

揖斐川町では、お子様の福祉の増進・子育て支援を図るために、小学校卒業までの乳幼児・児童を対象に医療費の一部の助成を行っています。通常、医療機関にかかった場合、社会保険各法により総医療費の3割（一部2割）を自己負担としていますが、福祉医療費受給者証を窓口で提示すると、入院、外来ともに窓口で無料となります。（ただし、保険適用外分については、自己負担となります）

小学校卒業までのお子様を対象となっている市町村は、西濃地域では揖斐川町のみで、県内でも入院、外来とも対象となっている例は少なく、揖斐川町の特徴的な福祉の施策のひとつです。

対象年齢が小学校卒業までに拡大されたのは、平成17年10月1日からです。お手続きはもうお済みでしょうか？

まだお済みでない方は、役場住民課、または各振興事務所住民福祉課までお尋ねください。

なお、県外で医療機関にかかった場合は、この制度が使えませんので、一度窓口でお支払していただいて、後日役場からお返しすることになります。詳しくは役場住民課、または各振興事務所住民福祉課までお尋ねください。

### 揖斐川町木造住宅耐震補強工事費補助金』のおしらせ

揖斐川町では、次のとおり木造住宅耐震補強工事費補助金の申し込みをしています。

#### 1 助成制度の内容

この制度は、地震に強い安全な街づくりを目指すために、建築してから一定の期間を過ぎた木造住宅の耐震対策を支援するもので、県に登録された「岐阜県木造住宅耐震相談士」に依頼して「耐震診断」を実施した結果、「倒壊のおそれあり」とされた住宅の耐震補強工事をその所有者が実施する際に、その住宅が所在する揖斐川町が経費の一部を負担する場合に限り、県が揖斐川町を経由してその経費の一部を住宅の所有者に補助するものです。

#### 2 対象となる住宅

次の要件を満たす住宅が、補助の対象となります。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、階数が2階以下のもの
- ② 併用住宅の場合は、延べ面積の過半が住宅の用に供されているもの
- ③ 枠組壁工法・丸太組工法または大臣等特別の認定を受けた工法でないもの
- ④ 賃貸住宅（共同・長屋住宅）は、診断について居住者の承諾を得ているもの
- ⑤ 「揖斐川町木造住宅耐震診断助成事業」により補助を受けて実施した耐震診断の結果で、建物評価が1または2であったもの

#### 3 助成を受けられる方

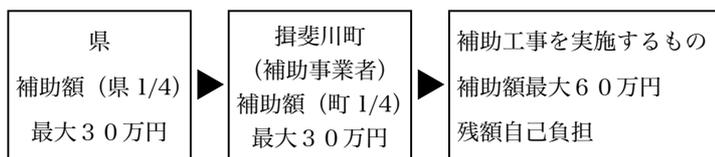
対象となる住宅（揖斐川町内に建築されているものに限る。）の所有者で、町に住所を有し、町税およびこれに準ずる納付金の滞納のない個人の方に限ります。

#### 4 助成の対象となる耐震補強工事

- 「岐阜県木造住宅耐震相談士」が、「岐阜県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて実施した「耐震診断」の結果が建物評点2以下であったものを、同評点4以上にする耐震補強工事
- 「岐阜県木造住宅耐震相談士」が、「岐阜県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて実施した「耐震診断」の結果が建物評点2以下であったものを、（財）日本建築防災協会による「木造住宅の精密診断と補強方法」による総合評点を1.0以上とする耐震補強工事

#### 5 補助の負担割合

- 補助を受ける場合の負担割合（補助対象限度額：一棟あたり120万円）



※詳しくは、揖斐川町役場都市整備課（電話：0585-22-2111）までお問い合わせください。

### 「揖斐川町木造住宅耐震診断助成事業」のおしらせ

揖斐川町では、次のとおり木造住宅耐震診断助成事業の申し込みをしています。

#### 1 事業の内容

この事業は、地震に強い安全な街づくりを目指すために、建築してから一定期間を過ぎた木造住宅の耐震対策を支援するもので、県に登録された「岐阜県木造耐震相談士」に依頼して「耐震診断」を「実施する方に対して、国（国土交通省）、県と町がその経費の一部を補助するものです。

#### 2 対象となる住宅

次の要件を満たす住宅が、補助の対象となります。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、階数が2階以下のもの
- ② 併用住宅の場合は、延べ面積の過半が住宅の用に供されているもの
- ③ 枠組壁工法・丸太組工法または大臣等特別の認定を受けた工法でないもの
- ④ 賃貸住宅（共同・長屋住宅）は、診断について居住者の承諾を得ているもの

#### 3 補助金の額

- 耐震診断補助対象となる限度額 30,000円
- 補助率 2/3
- 補助金限度額 20,000円

#### 4 助成を受けられる方

対象となる住宅（揖斐川町に建築されているものに限る。）の所有者で、町に住所を有し、町税およびこれに準ずる納付金の滞納のない個人の方に限ります。

なお、同一世帯者で、年度内に複数回の補助金を受け取ることはできません。

- 助成対象棟数（平成17年度） 9棟（申し込み先着順）

※詳しくは、揖斐川町役場都市整備課（電話：0585-22-2111）までお問い合わせください。